

クレーン等安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案等の概要について（諮問及び報告）（床上無線運転式クレーン関係）

第183回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

床上無線運転式天井クレーンの運転に係る資格の在り方に関する検討会

背景

無線操作装置により運転する天井クレーン（床上無線運転式天井クレーン）は、荷と同じ高さで運転できる等から製造業を中心に広く使われるが、その運転には、全てのクレーンを運転できるクレーン運転士免許が必要。こうした床上で運転するクレーンが、荷より高い位置に運転席があるクレーンと比べ運転しやすい面等があるため、安全性の確保を前提とした上で、床上無線運転式天井クレーンの使用実態等を踏まえ、運転資格の在り方等について検討する。

検討事項

- (1)床上無線運転式クレーンの定義や使用実態等
- (2)床上無線運転式クレーンに必要な運転資格の在り方
- (3)その他

開催日程

第1回：令和6年9月17日

（現状と論点提示・フリーディスカッション）

第2回：令和7年7月7日

（研究結果を踏まえ、報告書骨子案を検討）

第3回：令和7年11月6日

（報告書案を検討）

報告書取りまとめ：令和8年1月26日

参集者

青木 智 JFE スチール株式会社東日本製鉄所設備部 京浜熱延設備室長

井村真己 追手門学院大学法学部法律学科 教授

大江雅人 株式会社日立プラントメカニクスクレーンシステム本部クレーン設計部
担当部長

鎌田幸輝 日本基幹産業労働組合連合会 中央執行委員

金子龍太郎 日本労働組合総連合会 労働法制局 部長（令和7年10月から）

◎澁谷忠弘 横浜国立大学総合学術高等研究院 教授

中村瑞穂 職業能力開発総合大学校能力開発院能力開発基礎系安全ユニット 教授

堀尾武彦 株式会社アイ・テック東京支社 南関東工場長

森 圭司 株式会社神内電機製作所 技術部長

山際謙太 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所機械システム
安全研究グループ 部長

山脇義光 日本労働組合総連合会 労働法制局長（令和7年10月まで）

脇坂 毅 日本製鉄株式会社設備・保全技術センタープラントエンジニアリング部
FAエンジニアリング 室長

（五十音順、敬称略、◎は座長）

床上無線運転式天井クレーンの運転に係る資格の在り方に関する 検討会報告書（概要）

新たな資格の位置づけ

- 床上から無線操作装置により運転を行う床上無線運転式クレーンに対応した新たな免許として、現行の床上運転式クレーン限定運転士免許を改組し、床上無線運転式と床上運転式両方に対応した限定免許の創設が適当。
- 新たな限定免許は、つり具の下から水平に15mの範囲内でスイッチ操作の無線コントローラーを用いて運転する低速（1.1m/s以下）の床上無線運転式クレーン及び従来の床上運転式クレーンを対象とすることが適当。

学科試験・実技試験及び教習の内容

- 新たな限定免許の学科試験、実技試験及び教習は、床上運転式クレーン限定運転士免許を参考に実施することが適当。
- 学科試験で無線コントローラーに関する項目を必ず確認させることが適当。
- 実技試験及び教習は、スイッチ操作の無線コントローラーを備えた床上無線運転式クレーンを用いて、床上運転式クレーンよりも遠い、少なくともつり具の下から水平に15m離れた位置で運転する技能を確認する試験とすることが適当。

	床上運転式限定免許(現行)	新たな限定免許(改正案)
学科試験	クレーンに関する知識	現行と同様。ただし無線コントローラーに関する問題を必ず出題する。
	原動機及び電気に関する知識	
	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	
実技試験	関係法令	クレーンの運転（無線） クレーンの運転のための合図（無線）
	クレーンの運転（床上） クレーンの運転のための合図（床上）	
教習	クレーンの基本運転（床上・2時間）	クレーンの基本運転（無線・2時間）
	クレーンの応用運転（床上・4時間）	クレーンの応用運転（無線・4時間）
	クレーンの合図の基本作業（床上・1時間）	クレーンの合図の基本作業（無線・1時間）

その他

- 施行時点での床上運転式クレーン限定運転士免許保有者等に対する経過措置が必要。
- 床上無線運転式クレーンの無線コントローラーに対し、通信エラー時の自動停止等機能の具備を義務付けるとともに、定期自主検査時における受信機を含めた無線コントローラーの点検方法を指針に明記することが適当。
- 新たな限定免許所持者が低速でない床上無線運転式クレーンを誤って使用することがないようにすることが必要。
- 新たな限定免許制度の運用に関する丁寧な周知や、クレーンの安全運転方法に関する十分な周知・指導が必要。
- 床上無線運転式クレーンの運転は、基本的に荷を視認することができる位置から行うことや、現場の状況等により視界が十分に確保できない場合等では、より低い速度で運転することが重要であり、こうした点を周知していくことが適当。
- その他、新たな限定免許制度施行後、その運用状況を適宜確認した上で、必要な見直しを行っていくことが適当。

現行のクレーン運転資格制度と新たな限定免許のイメージ

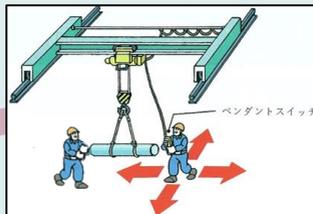
運転位置の高さ

低リスク

高リスク

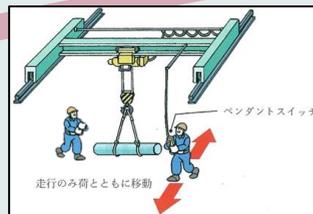
床上操作式クレーン

- ・ 走行・横行方向で荷とともに走行
- ・ 床上から荷のすぐそばで運転



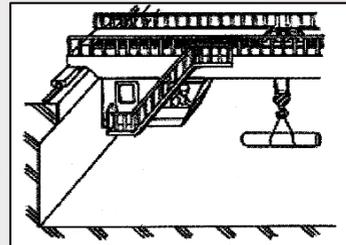
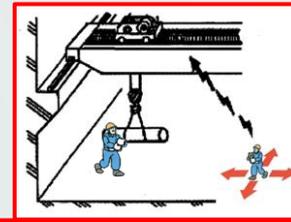
床上運転式クレーン

- ・ 走行方向のみ荷とともに走行
- ・ 床上から荷の近くで運転



床上無線運転式クレーン

- ・ 床上から無線で運転。
- ・ 運転位置の制約なし



一般的な天井クレーン
・ 運転席から運転

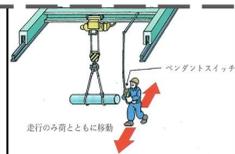
荷との距離

現行の資格制度

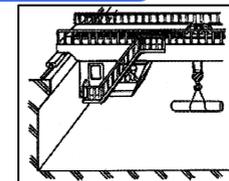
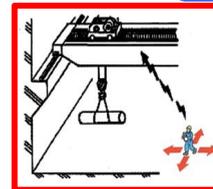
床上操作式クレーン
運転技能講習
床上操作式で実技講習



床上運転式クレーン限定免許
床上運転式で実技試験・教習

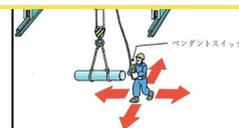


クレーン・デリック運転士免許
運転席式で実技試験・教習

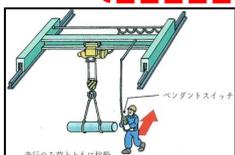


改正後の資格制度案

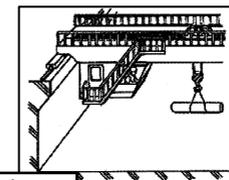
床上操作式クレーン
運転技能講習
床上操作式で実技講習



床上無線運転式クレーン等限定免許
床上無線運転式で実技試験・教習



クレーン・デリック運転士免許
運転席式で実技試験・教習



スイッチ操作、低速、つり具の下から水平に15mの範囲での運転に限定。それ以外のクレーンの運転は、限定しない免許が必要。

クレーン等安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要（諮問） （床上無線運転式クレーン等限定資格の創設）

1. 改正の趣旨

床上から無線式コントローラーで運転するクレーンは、荷より高い位置に運転席があるクレーンと比べ運転しやすい面等があることから、「床上無線運転式天井クレーンの運転に係る資格の在り方に関する検討会」において、安全性の確保を前提とした上で、床上無線運転式クレーンの使用実態等を踏まえ、運転資格の在り方等について検討を行った。この結果に基づき新たな限定免許の創設等を行う。

2. 改正の概要

- スイッチ操作の無線式コントローラーを用いて床上から運転（つり具の下から水平に15mの範囲内で運転する場合に限る。）し、横行及び走行の定格速度が1.1m/s以下のクレーン（床上無線運転式クレーン）及び床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許（床上無線運転式クレーン等限定免許）を創設する。
- 上記免許は、学科試験に合格し、床上無線運転式クレーンを用いた実技試験に合格等した者に交付するものとする。
- その他所要の改正を行う。

3. 公布日等

公布日：令和8年4月（予定）

施行日：令和9年4月1日

4. 経過措置

従前の床上運転式クレーン限定免許を有する者は、引き続き対象のクレーンを運転することができるのと同時に、新設される床上無線運転式クレーン等限定免許を取得する場合、重複する試験科目の受験を免除することができるものとする。

揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程等の一部を改正する告示案等の概要（報告）（床上無線運転式クレーン）

1. 改正の趣旨

- 床上無線運転式クレーン等限定免許の創設に際し、運転実技教習のカリキュラムを、既存の床上運転式クレーン限定免許のカリキュラムをもとに定める。（揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程関係）
- 床上無線運転式クレーンに用いられる無線式コントローラーに、通信エラー時に自動停止する等の機能を具備させる。（クレーン構造規格関係）
- 床上無線運転式の天井クレーンについて、無線式コントローラーの年次及び月次の定期自主検査の項目を追加する。（天井クレーンの定期自主検査指針関係）

2. 改正の概要

- 床上無線運転式クレーン等限定免許の運転実技教習で使用される機械及びカリキュラムを定める。
- 床上から操作・運転するクレーンに用いられる無線式コントローラーに、通信エラー時に自動停止する等の機能を具備することを規定する。
- 天井クレーンの無線式コントローラーに関する年次及び月次の定期自主検査の項目を指針に定める。
- その他所要の改正を行う。

※ 実技運転教習のコース等は通達改正で対応予定

	床上運転式限定免許(現行)	床上無線運転式クレーン等 限定免許(改正案)
学科 試験	クレーンに関する知識	現行と同様。ただし無線コントローラーに関する問題を必ず出題する。
	原動機及び電気に関する知識	
	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	
	関係法令	
実技 試験	クレーンの運転（床上運転式）	クレーンの運転（無線式）
	クレーンの運転のための合図（床上運転式）	クレーンの運転のための合図（無線式）
教習	クレーンの基本運転（床上運転式・2時間）	クレーンの基本運転（無線式・2時間）
	クレーンの応用運転（床上運転式・4時間）	クレーンの応用運転（無線式・4時間）
	クレーンの合図の基本作業（床上運転式・1時間）	クレーンの合図の基本作業（無線式・1時間）

3. 告示日等

告示日：令和8年4月（予定）

適用期日：令和9年4月1日

4. その他

検討会報告書を踏まえ、荷を視認できる位置で運転する必要があること、高速運転が可能な無線式コントローラーは限定免許所持者で運転できない等の適切な表示をすること等、新たな限定免許制度の運用に関する留意事項を示し、業界団体と連携した丁寧な周知や、クレーンの安全運転方法に関する周知・指導を実施。

(参考) つり上げ荷重5トン以上の天井クレーンの運転に関する現行資格等

○ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び関係法令では、つり上げ荷重5トン以上である①～③のクレーンの運転の業務に就くには、以下の免許の取得又は技能講習の修了を条件としている。

- ① 運転席式※¹を含むクレーンの運転…クレーン・デリック運転士免許の取得
- ② 床上運転式クレーン※²の運転…クレーン・デリック運転士免許又は床上運転式クレーン限定免許※⁴の取得
- ③ 床上操作式クレーン※³の運転…上記免許の取得又は床上操作式クレーン運転技能講習の修了

※¹ ガーダーに設置された運転席等から荷を見下ろして運転する方式のクレーン。横行及び走行の定格速度の制限はない。

※² 床上で運転し、かつ、運転者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーン（無線操作方式は含まない。）走行の定格速度が1.1m/s以下とされている。

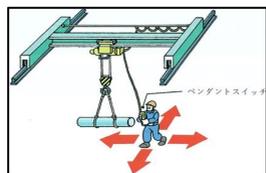
※³ 床上で運転し、かつ、運転者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン。横行及び走行の定格速度が1.1m/s以下とされている。

※⁴ 運転できるクレーンの種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許

○ **床上から無線式コントローラーを用いて運転を行うクレーンは、運転者が荷と同じ高さの床の上でクレーンを運転できること等から製造業を中心に広く使われており、その運転にはクレーン・デリック運転士免許が必要である。**

床上操作式クレーン運転技能講習

床上操作式で実技講習

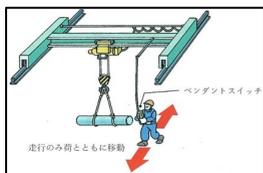


床上操作式クレーン

- ・ 走行・横行方向で荷とともに走行
- ・ 床上から荷のすぐそばで運転

床上運転式クレーン限定免許

床上運転式で実技試験・教習

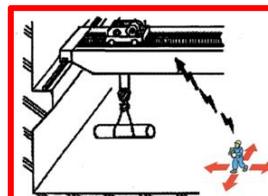


床上運転式クレーン

- ・ 走行方向のみ荷とともに走行
- ・ 床上から荷の近くで運転

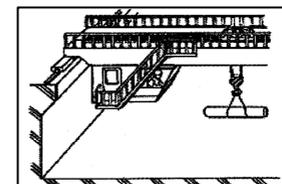
クレーン・デリック運転士免許

運転席式で実技試験・教習



床上無線運転式クレーン

- ・ 床上から無線で運転。
- ・ 運転位置の制約なし



一般的な天井クレーン

- ・ 運転席から運転